

令和3年（2021年）第12回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和3年（2021年）12月24日

枚方市教育委員会

令和3年(2021年)第12回 枚方市教育委員会
定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1 報告第9号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について (2) 「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について—基本的な考え方—」の策定について (3) 禁野小学校における「新しい学校づくり」の策定について
2 議案第20号	令和4年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和4年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について
3 議案第21号	令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について

○開催日時 令和3年(2021年)12月24日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和3年(2021年)12月24日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第14号

学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

臨時代理第15号

「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について
— 基本的な考え方 —」の策定について

臨時代理第16号

禁野小学校における「新しい学校づくり」の策定について

臨時代理第14号

学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年教育委員会規則第2号)第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年(2021年)11月30日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

(1) 委員の解嘱

解嘱委員	山本 正幹 委員
解嘱日	令和3年(2021年)11月30日
解嘱理由	辞任の申し出があったため

(2) 委員の委嘱

委嘱委員	合田 拓真 氏(枚方市立山之上小学校PTA会長)
委員の任期	令和3年(2021年)12月1日から 令和4年(2022年)3月31日まで
委嘱理由	山本正幹委員の辞任に伴い後任を委嘱するもの
参考資料	次ページのとおり

学校運営協議会委員名簿

※任期：令和3年（2021年）12月1日～令和4年（2022年）3月31日

山之上小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	合田 拓真 (ごうだ たくま)	山之上小学校PTA会長	保護者	1期目

臨時代理第15号

「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について―基本的な考え方―」の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）12月6日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について

— 基本的な考え方 —

1. 目的

小学校における水泳授業について、児童の泳力向上と教員の指導力向上を図るため、民間施設や民間の専門スタッフを活用した取り組みを進めるものです。

併せて、水泳授業に関連する業務の改善や学校プール施設の老朽化に伴う維持管理、改修・改築費用の縮減を図ります。

2. 基本的な考え方

- ① 市立小学校の水泳授業において、民間施設や民間スタッフの活用を進める。
- ② 活用については、令和4年度を実証期間と位置づけ、効果検証を行いながら、順次、すべての小学校で活用を図るものとする。
令和4年度中に、各小学校の実施時期や実施手法等を示した具体的な推進計画を作成する。
- ③ 具体的な活用時期や手法については、財源確保の状況も見極めながら、学校と民間施設の移動時間・手段、民間施設の受入れ許容人数や民間スタッフの派遣可能人数、学校プールの老朽度等の諸条件を勘案して決定する。
民間施設での授業実施が難しい場合は、学校のプールに民間スタッフを派遣することとし、セーフティーネットの構築を図ることとする。

臨時代理第16号

禁野小学校における「新しい学校づくり」の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）12月6日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

禁野小学校における 「新しい学校づくり」

この「新しい学校づくり」は、令和3年6月に策定した「枚方市のめざす学校像」を指針として、高陵小学校と中宮北小学校を統合して誕生する禁野小学校での特色ある教育の取り組みとそれを実現するための環境整備にかかる概要を示すものです。

枚方市教育委員会 作成

はじめに

科学省が示した「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(年 月 中間 告)を踏まえて作成



1人1台端末環境に対応したゆとりのある教室の整備

多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

※イメージ図及び解説は「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」中間報告(概要)」より抜粋

「誰ひとり取り残さない」世界の実現をめざすSDGの持続可能な達成を掲げ、 に向かう新しい学校づくりを推進

「新しい学校づくり」に関連の深いゴール



※SDGsのロゴは、国際連合広報センターWEB サイトより転載

今後、これまでの高 小学校、中宮 小学校 校での学びをさらに 展させ、児童の心身の健やかな成長のため、以下の 項を基 的な 向性として、具体的な取り組みについての検討を進めていく。

1. 一人ひとりの子どもを大切に、志を育む学校づくり
2. 枚方版「ニュー・スマート・スクール」の推進
3. 子どもの夢を育てる豊かな学校づくり
4. 地域とともにある学校づくり

1. 一人ひとりの子どもを大切に、志を育む学校づくり

「子どもを守る条」の基 念に則り、学校としての 割を十 に果たすための学校づくりを行うとともに、一人ひとりの子どもが多 性をおたがいに認めあい、尊重し合う学校づくりを行う。

(1) 誰一人取り残さない学校づくり

- ・障害その他の特性の にかかわらず、すべての児童、教職員が安全かつ快適に できるような施設・設 の整
- ・外国籍の児童、性同一性障害や性的指向・性自認(性同一性)に悩みを える児童が安心して通える学校づくり

(2) 主体的・対話的で深い学びのための自由度の高い学習空間

- ・多 なる教育 ・学習形態、 達段階の違いなどに応じた柔軟な教室まわり空間、多 的教室の整
- ・外国語活動・外国語科における多 なる学習活動に対応した空間の確
- ・ 人学級実施や支援学級在籍児童の増加などを見据えた施設・設 の整

(3) グローバル社会に生きる力を育てる学校 (夢のある英語教育)

- ・多 で多彩なアプローチにより、英語教育を通じた児童のコミュニケーション能 向上を図るため、関西外国語大学と 携した取り組みを推進
- ・海外を含めた他校との交 活動を通して、これからのグローバル社会で児童が を持って自らの可能性を伸ばす教育の推進

(4) 多機能な学校図書館を設置する学校

- ・読書センター機能や学習・情 センター機能の 割を 揮できる学校図書館の整

(5) 「個」に応じた支援教育を進める学校

- ・インクルーシブ教育システムの構築など支援教育の体制整 に向けた取り組みを推進
- ・障害のある子どもが十 に教育を受けられるための合 的 及びその基礎となるバリアフリーな環境整
- ・児童の障害の内 や程度、種 に応じた適切な指導(通級指導など)が行える施設づくり

(6) 新しい生活様式に対応した健康な学校

- ・新しい生活 式にも対応した、快適で衛生的な施設・設 の整

(7) 教員の働き方改革を進める学校

- ・教員の執 ・協働・教材製作スペースの充実

新しい学校づくりにおける整 (案)

- 児童が教員や 達と少人数で相談できるスペースを確
 - 多 的な活 ができるオープンスペースを設置
 - 学校図書館に読書センター、学習・情 センターとしての機能向上のため書庫作業スペースを設置し、就学前児童などが できるよう校 からの動線を した 屋の 置
 - エレベーターの活 も含め児童の障害の状態に応じた適切な支援教室の 置
 - 支援教室は、 通教室の仕 として、 音効果のあるパーテーションを設置
 - トイレやシャワーのある肢体 自 児対応教室を 通教室規 で設置、動線における段差の解消、スロープの設置
 - 健室内もしくは 健室周 にバリアフリートイレ、シャワー室を設置
 - 教育環境の向上のため体育館にエアコンを設置
 - 音楽や映像で「食育や健康を学ぶ」ランチルーム等の 置
 - 乾式での 式トイレ及び 接触手洗い設 の整
 - 教材室と兼ねた教職員が学年ごと等に活 できるスペースを確
- ※なお、プールは、設置しない。

2. 枚方版「ニュー・スマート・スクール」の推進

「1人1台タブレット活用」の先進都市として、ICT教育モデルによる学習向上の取り組みに加え、ICT等を活きた々な取り組みを進める。

(1) ICTの活用で、個別最適な学び、協働的な学びを多様に進められる学校

- ・オンラインによる授業配信(時休校時の活用や登校児童への支援)、他校や地域とのオンライン交流などを活きた学びの充実
- ・1人1台タブレット端末を最大限活用できるWi-Fi環境の充実、モニターを設置等教室環境の整備

(2) ICTを活用した安全管理

- ・安全監視などの対策
- ・情報セキュリティの確保

新しい学校づくりにおける整備(案)
○日常的なICT機器の活用を可能とする通教室の整備
○外国語科・外国語活動をはじめ、多様な学習活動が行えるよう、大型スクリーンなどを備えた教室を整備
○高速大容量通信ネットワーク環境の整備
○児童の安全安心を確保するため、ICTを活用した設備を設置
○校内LANを活用した校内緊急通報システムの設置(常時は校内業務システムに活用)

3. 子どもの夢を育てる豊かな学校づくり

子どもの発達段階に応じて、好奇心や理想の実現に向かって生きる、社会に貢献するという高い志を育むため、豊かな学習・生活空間の場となる学校づくりを行う。

(1) 子ども同士の交流を生み、だれにも居場所のある学校

- ・地域の景観や眺望をいかし、地域の魅力を実感できる施設整備
- ・学校に愛着がわき、子どもたちが社会性、人間性を育む場であるとともに安心して過ごせる居場所として整備

(2) 安全・安心と夢のある生活を送れる学校

- ・学校事故防止のため、児童や教職員の学校生活での動線に配慮した教育環境を確保
- ・災害時の安全の確保、円滑な避難ができる施設整備

(3) 豊かな環境づくり

- ・木材による温かみのある空間整備(効果的な木材活用)

(4) 脱炭素をめざした学校づくり

- ・環境負荷の低減(2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言)や自然との共生を考へた施設づくり

新しい学校づくりにおける整備(案)
○ら川や山系等の眺望を活かした校舎づくり(展示スペースの設置や下向きにも)
○木材を効果的に使った、温かみのある生活空間の整備
○ZEB化に向けた取り組みや環境教育の充実のための施設整備(太陽光電、高効率照明、建断熱などの整備)

※ZEBとは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを指した建のことです。(参照:環境省ホームページより)

4. 地域とともにある学校づくり

学校を地域の貴重な財産としてとらえ、地域防災や子育て支援、生涯学習の拠点として広く地域住民から活用されるような学校づくりを行う。

(1)地域の活動拠点となる学校

- ・地域のコミュニティ活動や読書活動の場となる施設機能を確保
- ・学校施設開放事業で地域住民等がスポーツ施設等として、活用することも考慮した設備の整備
- ・多様な人々が利用することからユニバーサルデザインに配慮した整備

(2)留守家庭児童会室機能を確保した学校

- ・校舎内に留守家庭児童会室を設置し、学校と一体的な施設管理を実施
- ・留守家庭児童会室と教室の相互利用が可能な施設整備

(3)防災拠点となる学校

- ・地域の防災拠点としての役割を担うため、災害対応にも配慮した施設・設備
- ・災害時には児童の学校生活との動線を分離し、防災拠点としての機能を確保

新しい学校づくりにおける整備(案)
<ul style="list-style-type: none">○体育館に更衣室やバリアフリートイレの設置○コミュニティスクールの核となる学校運営協議会の活動拠点室を整備し、協働の取り組み成果を発信する機能や図書館機能などを確保○就学前児童等の利用にも配慮した新たな遊具の設置○地域の歴史遺産である「禁野火薬庫跡地」、「禁野本町遺跡」の資料などが展示でき、地域住民も利用可能なコーナーを設置○留守家庭児童会室機能が制限されないように、児童の活動や保護者の送迎の動線に配慮した配置○留守家庭児童会室入室児童の増加への対応や児童の居場所としても活用できるよう、一部の教室に電気・給排水設備などを設置○体育館の防災設備機能の充実(防災備蓄倉庫の設置、Wi-Fiの設置、非常用電源の整備、給排水設備の整備など)○災害用マンホールトイレの設置

議案第20号

令和4年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和4年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和3年（2021年）12月24日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容
次ページのとおり

幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。

したがって、下記の事項に重点をおき、令和4年度の教職員人事を行う。

記

1. 園長の人事

幼稚園の総括的な責任者として管理運営に当たる園長については、高い識見と経営管理能力及び実務経験が求められるため、園運営上の効果等を考慮し配置する。

(1)配置換

園運営上の能力等を十分考慮して適切に行う。

(2)主幹園長任用

任用選考は、必要に応じて実施する。

(3)採用

採用選考は、必要に応じて実施する。

2. 教諭の人事

(1)配置換

各園の実情を勘案し、適正に行う。

(2)主査教諭、主任教諭任用

任用選考は、必要に応じて実施する。

(3)新規採用

新規採用者は、必要に応じて配置する。

3. その他留意事項

支援教育の充実を図るための教職員の配置等については考慮する。

令和4年度枚方市立幼稚園人事基本方針（新）	令和3年度枚方市立幼稚園人事基本方針（旧）
<p>幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>令和4年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 園長の人事 〔略〕</p> <p>2. 教諭の人事 〔略〕</p> <p>3. その他留意事項 〔略〕</p>	<p>幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>令和3年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 園長の人事 〔略〕</p> <p>2. 教諭の人事 〔略〕</p> <p>3. その他留意事項 〔略〕</p>

教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。

そのため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「公立小中学校教職員人事取扱要領」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。

したがって、下記の事項に重点をおき、令和4年度の教職員人事を行う。

なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。

記

1. 校長及び教頭の人事

学校の総括的な責任者として学校経営に当たる校長と、これを補佐すべき教頭については、高い識見と管理能力及び教育改革実現に向けた積極的な態度が求められるため、学校運営上の効果等を考慮し配置する。その際、他市との交流も勘案する。

2. 一般教職員人事

(1)異動及び配置換

異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。

- ア. 「学校園の管理運営に関する指針」に基づき、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的に視野に立ち、計画的な異動等を行う。
- イ. 学校運営上の効果及び学校の実情に応じて計画的な異動等を行う。
- ウ. 他市との人事交流を積極的に推進する。

(2)新規採用

教育者としての熱意と活力及び教育的識見を高めることができる学校に新規採用者を配置する。

3. 女性教職員の人事

- (1)経験豊かな女性教職員を学校運営の中で活用できるよう考慮する。
- (2)教頭等の任用については、積極的に考慮する。

令和4年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針（新）	令和3年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針（旧）
<p>教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>そのため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「公立小中学校教職員人事取扱要領」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>令和4年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p>なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 校長及び教頭の人事 〔略〕</p> <p>2. 一般教職員人事 (1)異動及び配置換 異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。 ア. 〔略〕 イ. 〔略〕 ウ. 〔略〕</p> <p>(2)新規採用 〔略〕</p> <p>3. 女性教職員の人事 〔略〕</p>	<p>教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>そのため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「公立小中学校教職員人事取扱要領」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>令和3年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p>なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 校長及び教頭の人事 〔略〕</p> <p>2. 一般教職員人事 (1)異動及び配置換 異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。 ア. 〔略〕 イ. 〔略〕 ウ. 〔略〕</p> <p>(2)新規採用 〔略〕</p> <p>3. 女性教職員の人事 〔略〕</p>

「令和4年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

1. 校長及び教頭の人事について

(1)校長

ア. 異動等

学校経営上の能力等を十分考慮し、学校の実情を勘案の上、適正に配置する。

イ. 採用内申

積極的な学校経営を期待しうる人材を任用するために、「枚方市小中学校校長候補者選考要領」等に従い、次の基準により内申する。

- ① 人格が高潔で指導力に富み、教育について高い識見と学校経営管理能力を有する者
- ② 柔軟な発想や企画力、組織経営の手腕など優れたリーダーシップを有する者

(2)再任用校長

ア. 任用等

必要に応じ任用する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 枚方市立学校の校長のうち、年度末に定年退職となる者
- ② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者
- ③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度及び退職前年度の校長としての人事評価が上位3区分（「A」以上）で、いずれかが上位二区分（「S」以上）と見込まれる者

(3)任期付校長

ア. 任用等

必要に応じ任用する。

イ. 任用内申

別に定める要項に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者
- ② 民間企業等で培われた柔軟な発想、企画力を有する者
- ③ 社会の動向に対する洞察力と先見性を有する者
- ④ 組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進できる者
- ⑤ これまで培ってきた人的ネットワークや渉外能力を活用し、地域との連携のもと、開かれた学校づくりを推進できる実行力を有する者

(4)教頭

ア. 異動等

現任校における勤務年数及び学校運営上の能力等を考慮するとともに、学校の実情を勘案の上、適正に配置する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 人格が高潔で実践力に富み、教育に対する高い識見と計画性を有し、学校運営能力を備えている者

② 教育経験豊かで、指導力、校務処理能力にすぐれた者

(5)再任用教頭

ア. 任用等

必要に応じ任用する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

① 枚方市立学校の教頭のうち、年度末に定年退職となる者

② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者

③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度の人事評価が上位2区分（「S」以上）と見込まれる者

2. 教職員の人事について

・異動及び配置換

ア. 教職員の配置については、主任制をはじめとする秩序ある学校運営体制の確立と教育改革推進のため適正に行う。その際、校長の具申及び指導経過を尊重する。

イ. 現任校における勤務年数は、概ね6年を目途とするが、学校運営上必要に応じて、計画的に異動等を行う。ただし、養護教諭、栄養教諭、事務職員の勤務年数は、概ね4～6年を目途とする。

ウ. 異動等を行うにあたっては、他市異動、市内異動、校種間異動ともに計画的かつ積極的に推進する。

エ. 校長のリーダーシップが発揮される学校に、教育改革推進のための加配教員を配置する。

3. 校長、教頭及び教職員の退職について

(1)大阪府の再任用制度、講師及び枚方市教育専門嘱託員制度並びに枚方市独自の事業に係る非常勤講師等について、趣旨の周知徹底を図るとともに、その有効活用に努める。

(2)定年退職予定の校長又は教頭のうち、教育への情熱、豊富な知識、優れた実績を有するものを、それぞれ校長又は教頭として必要に応じ、再任用する。

令和4年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項（新）	令和3年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項（旧）
<p>「令和4年度 枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>1. 校長及び教頭の人事について</p> <p>(1) 校長 [略]</p> <p>(2) 再任用校長</p> <p>ア. 任用等 [略]</p> <p>イ. 任用内申 [略]</p> <p>(3) 任期付校長</p> <p>ア. 任用等 [略]</p> <p>イ. 任用内申 [略]</p> <p>(4) 教頭 [略]</p> <p>(5) 再任用教頭</p> <p>ア. 任用等 [略]</p> <p>イ. 任用内申 [略]</p> <p>2. 教職員の人事について</p> <p>・異動及び配置換</p> <p>ア. [略]</p> <p>イ. [略]</p> <p>ウ. [略]</p> <p>エ. [略]</p> <p>3. 校長、教頭及び教職員の退職について</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>「令和3年度 枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>1. 校長及び教頭の人事について</p> <p>(1) 校長 [略]</p> <p>(2) 再任用校長</p> <p>ア. 任用等 [略]</p> <p>イ. 任用内申 [略]</p> <p>(3) 任期付校長</p> <p>ア. 任用等 [略]</p> <p>イ. 任用内申 [略]</p> <p>(4) 教頭 [略]</p> <p>(5) 再任用教頭</p> <p>ア. 任用等 [略]</p> <p>イ. 任用内申 [略]</p> <p>2. 教職員の人事について</p> <p>・異動及び配置換</p> <p>ア. [略]</p> <p>イ. [略]</p> <p>ウ. [略]</p> <p>エ. [略]</p> <p>3. 校長、教頭及び教職員の退職について</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>

議案第21号

令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和3年（2021年）12月24日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査に参加する。

2. 目的

令和4年度全国学力・学習状況調査に枚方市立小中学校が参加して、全国的な状況との関係において本市児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市児童・生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、以て本市児童・生徒の学力向上につなげる。

3. 参考書類

- (1) 令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）【写し】
・・・1部 別紙1のとおり
- (2) 令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領
・・・1部 別紙2のとおり

3 文科教第 9 5 4 号
令和 3 年 1 2 月 2 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官
義 本 博 司

令和 4 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、令和 4 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、令和 3 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・教科に関する調査について、国語，算数・数学に加えて理科を実施すること
- ・児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施すること

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

これらを踏まえ、各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いいたします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和3年12月21日
文 部 科 学 省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和4年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和4年4月19日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

令和4年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどに

より調査に当たる。

- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語，算数・数学，理科のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他，調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

- (ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を

図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
 - ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況につい

ては、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌20日水曜日以降5月20日金曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

- ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ1単位時間相当

- イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は理科の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査における端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で調査日以降4月28日木曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(9) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和4年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和4年4月19日(火)

(後日実施は、4月20日(水)～5月20日(金)まで可能。)

2. 時間割モデル

◆小学校

1時限目	2時限目	3時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	理科 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

1時限目	2時限目	3時限目	
国語 (50分)	数学 (50分)	理科 (50分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

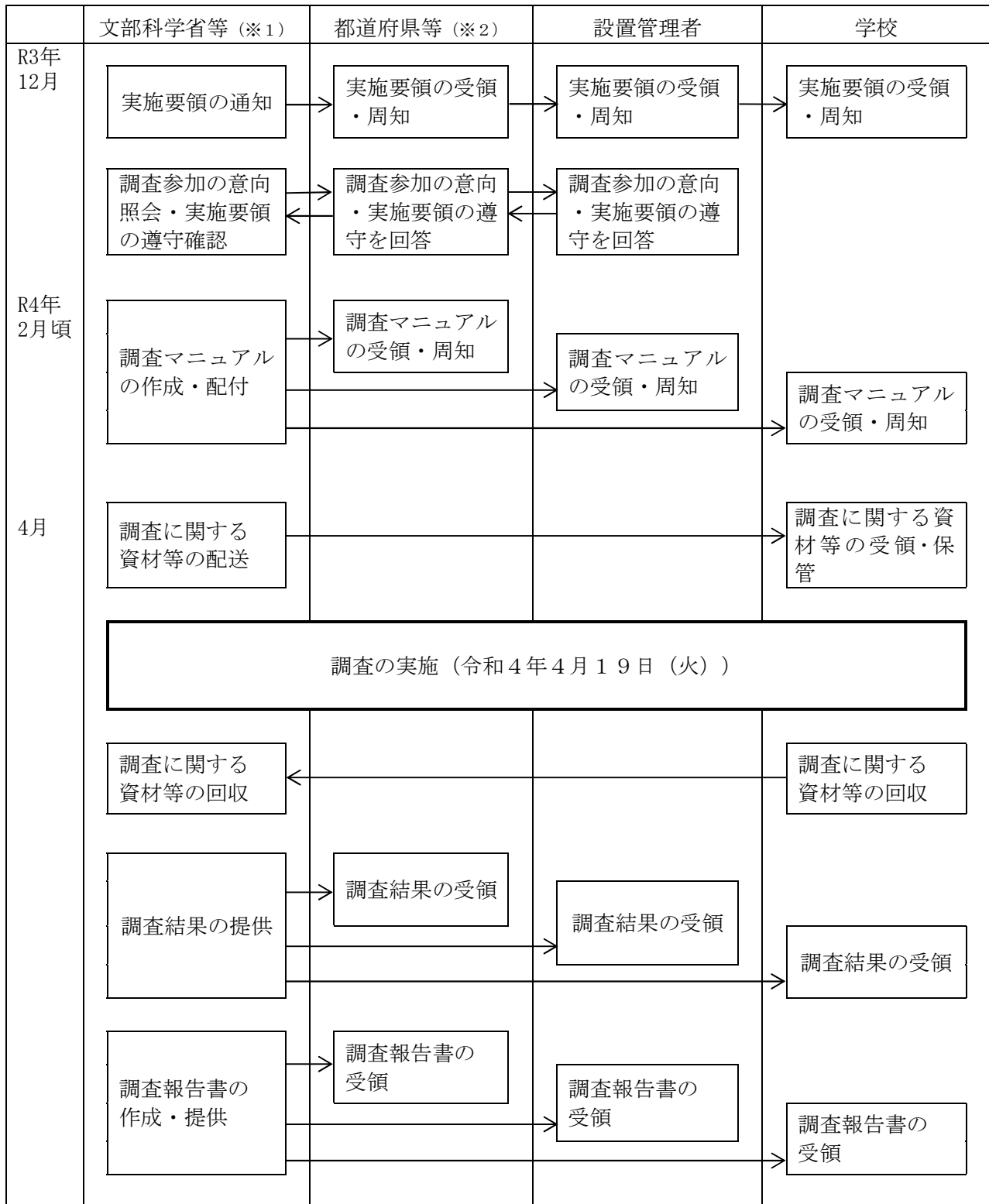
※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

<補足>

※児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、学校の端末を活用して実施する（実施期間は、4月19日(火)～4月28日(木)）。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目（2問程度）も回答することとする。

調査の実施に関するスケジュール（予定）

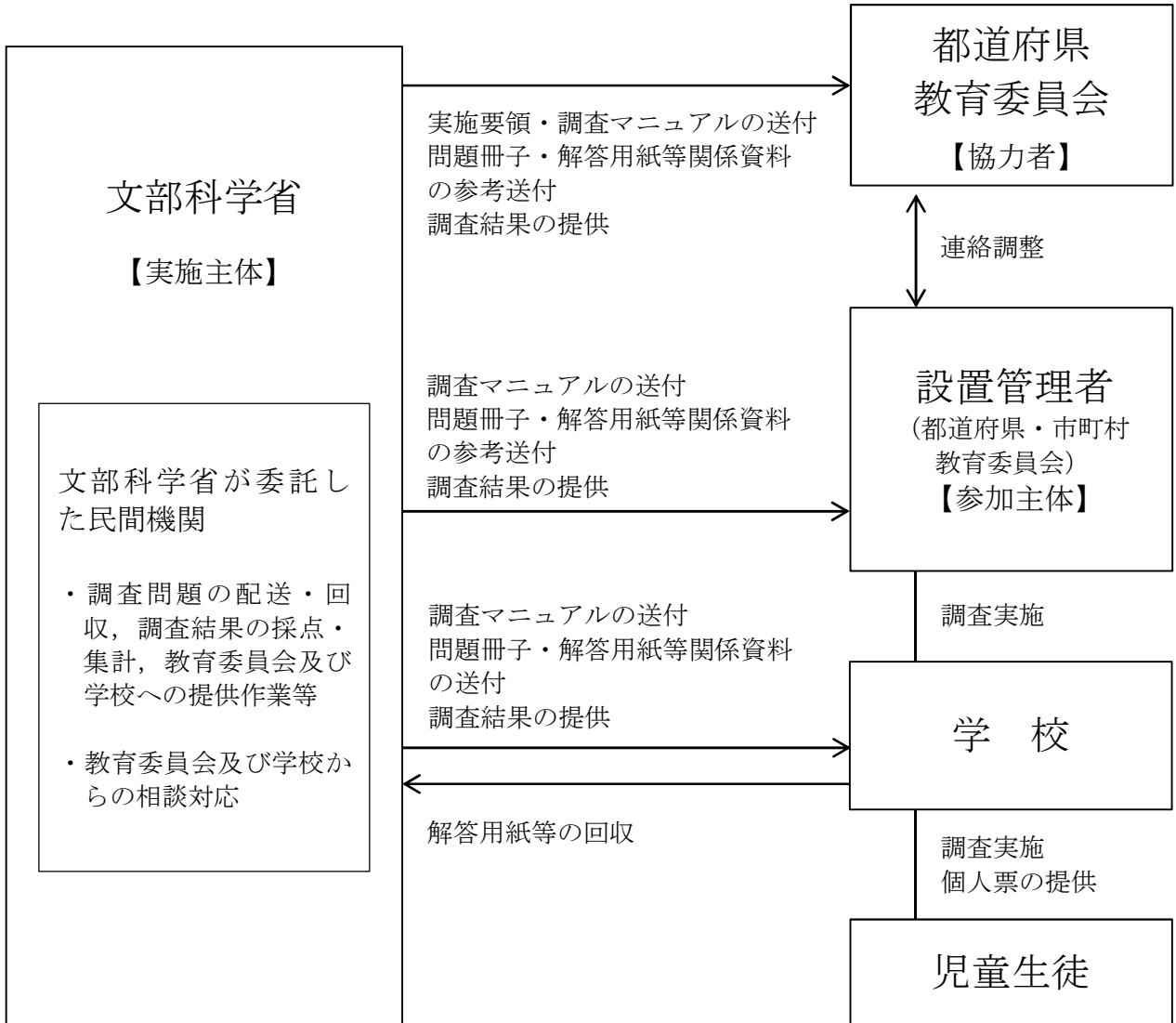


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

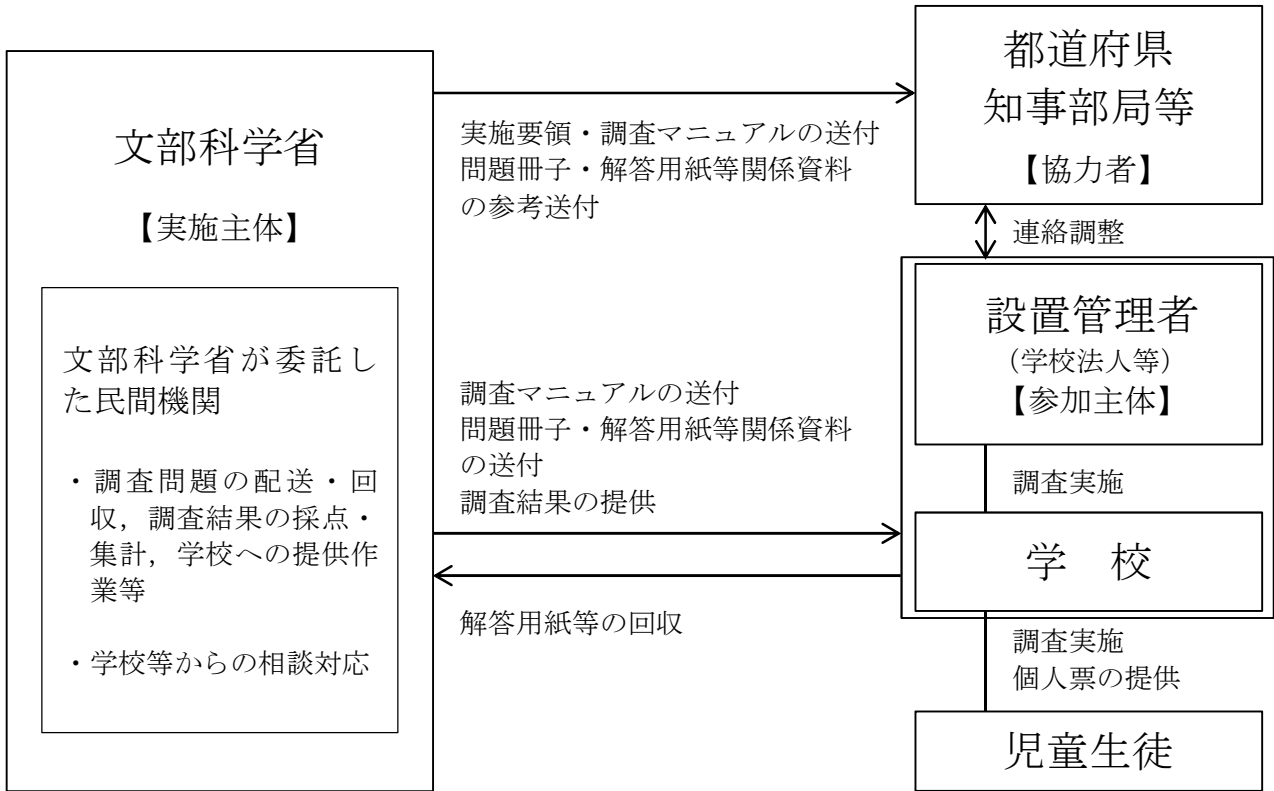
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



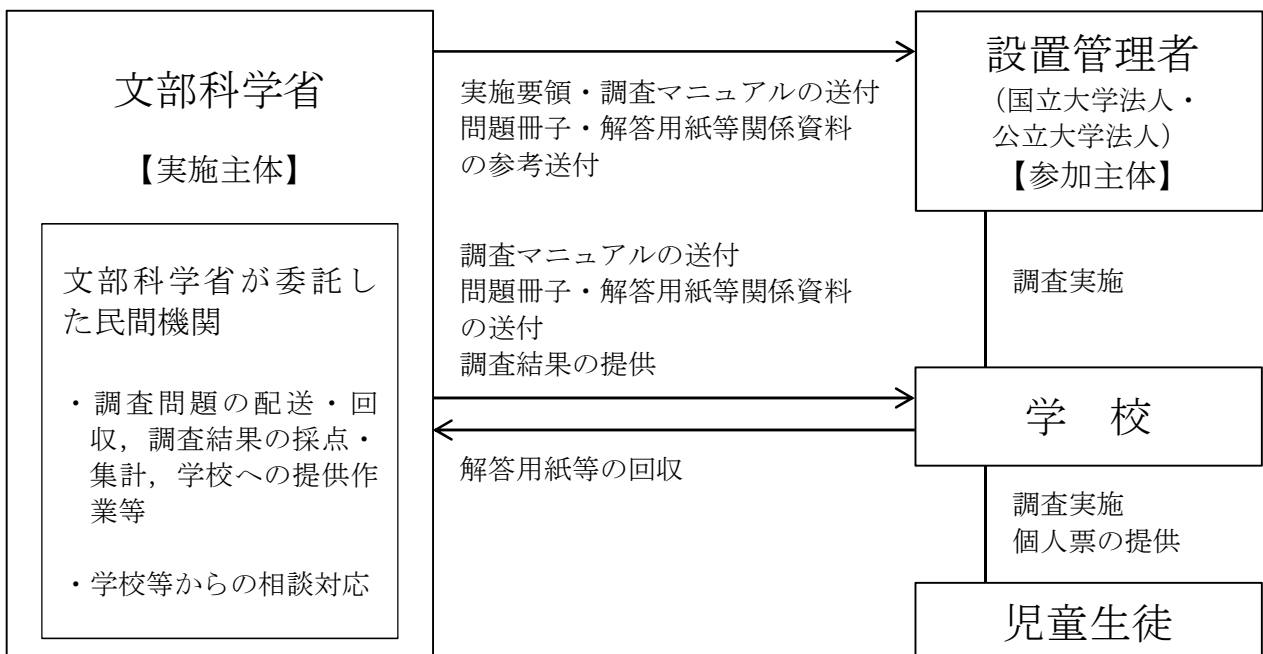
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校, 公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		7.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	7.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	7.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	7.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	7.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりご と (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1	
調査結果の内容	7.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数, 平均正 答率, 中央値, 標準偏差等	○	○	○	○	○	
	7.(1)ア(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
7.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
7.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
7.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況と教科 に関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区), 「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学省において公表することがある。

第12回 枚方市教育委員会定例会 会議録									
開会		令和3年12月24日午前10時00分		閉会		令和3年12月24日午前10時35分			
日程番号		議案番号		案 件		結果			
1		報告第9号		臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について (2) 「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について—基本的な考え方—」の策定について (3) 禁野小学校における「新しい学校づくり」の策定について		承認			
2		議案第20号		令和4年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和4年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について		可決			
3		議案第21号		令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について		可決			
構 成 員	教 育 長		奈良 涉		構 成 員	教 育 委 員		近藤 孝	
	教 育 委 員		谷元 紀之			教 育 委 員		中西 悠子	
	教 育 委 員		橋野 陽子						
説 明 員	教 育 監 (教育行政担当)		奥 誠二		説 明 員	新しい学校推進室長		山下 功	
	教 育 監 (学校教育担当)		岩谷 誠			教育政策課長		山下 恵一	
	総 合 教 育 部 長		新内 昌子			新しい学校推進室課長		畑中 徹	
	学 校 教 育 部 長		位田 真由子			学 校 教 育 室 課 長 (教 職 員 担 当)		鴨田 慎司	
	総 合 教 育 部 次 長		大西 佳則			学 校 教 育 室 課 長 (教育指導担当)		嶋田 崇	
	総 合 教 育 部 次 長 (新しい学校づくり担当) 兼 学 校 教 育 部 次 長		高橋 孝之		記 録	教育政策課課長代理		高松 健大	
	学 校 教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 室 長		栈敷 勝			傍聴の人数		1人	

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

○新内総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議の出席者は、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第12回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において中西委員を指名いたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員のマスク着用や空調と換気の併用、1時間ごとに5分程度の換気休憩などの対策を講じながら、進行させていただきます。

それでは、日程1、報告第9号、「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第9号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございますとおり、臨時代理第14号から第16号の3件でございます。

これら3件につきまして、順次、ご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

まず、臨時代理第14号「学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明申し上げます。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年11月30日付けで教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

「1. 臨時代理の内容」の「(1) 委員の解嘱」でございますが、この度、山之上小学校学校運営協議会の2号委員である山本正幹委員から、令和3年11月30日をもって辞任の申し出がございましたので、解嘱したものでございます。

続いて、「(2) 委員の委嘱」でございますが、山本委員の辞任に伴い、山之上小学校PTA会長より推薦された、合田拓真氏を委嘱したもので、任期は、令和3年12月1日から令和4年3月31日まででございます。

参考資料といたしまして、次ページに新たに委嘱する学校運営協議会委員名簿を掲載しておりますのでご参照ください。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第14号の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第15号「『市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について—基本的な考え方—』の策定について」ご説明いたします。

議案書 6 ページをご覧ください。

本件につきましては、「教育長に委任する事務等に関する規則」第 3 条第 2 項の規定により、令和 3 年 12 月 6 日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

「1. 臨時代理の内容」につきましては、議案書 7 ページ、「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について—基本的な考え方—」をご覧ください。

これは、市立小学校における水泳授業の諸課題に対処するため、「枚方市教育振興基本計画」及び「枚方市のめざす学校像」に基づき、今後の市立小学校の水泳授業における民間活力の活用についての基本的な考え方を取りまとめたものでございます。

「1. 目的」でございますが、児童の泳力と教員の指導力の向上を図り、併せて、水泳授業に関連する業務の改善や学校プール施設の維持管理、改修・改築費用の縮減を図る目的を持って、本事業を進めていくものでございます。

「2. 基本的な考え方」では、①といたしまして、民間施設や民間スタッフの活用を進めます。

②といたしまして、令和 4 年度を実証期間と位置づけ、効果検証を行いながら、順次、すべての小学校で活用を図るものとし、令和 4 年度中に、具体的な推進計画を作成します。

③といたしまして、具体的な活用時期や手法については、学校と民間施設の移動時間・手段、受入れ許容人数やスタッフの派遣可能人数、学校プールの老朽度等を勘案して決定し、民間施設での授業実施が難しい場合は、学校のプールに民間スタッフを派遣することとし、セーフティーネットの構築を図ります。

本事業の今後の流れにつきましては、11 月に事務局内に設置した、「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用プロジェクトチーム」のメンバーを中心として、学校間で差が生じないための環境整備や、費用対効果、教職員の業務改善等について十分に検討しながら、本指針に基づき、取組みを推進していきます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 15 号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第 16 号「禁野小学校における『新しい学校づくり』の策定について」、ご説明いたします。

議案書 8 ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 3 年 12 月 6 日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

議案書の 9 ページをご覧ください。

この「新しい学校づくり」は、令和 3 年 6 月に策定した「枚方市のめざす学校像」を指針として、高陵小学校と中宮北小学校を統合して誕生する、禁野小学校での特色ある教育の取り組みと、それを実現するための環境整備にかかる概要を示すものでございます。

議案書の 10 ページをご覧ください。

この「新しい学校づくり」は、文部科学省が示した「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」を踏まえて作成しております。

また、SDGs の持続可能な達成目標を掲げ、新しい学校づくりを推進してまいります。

議案書の 11 ページをご覧ください。

今後、この水色の四角囲みでお示ししている、4 項目の基本的な方向性のもと、具体的な

取り組みの検討を進めていきます。

まず、項目の1番目、「一人ひとりの子どもを大切にし、志を育む学校づくり」について、「(1) 誰一人取り残さない学校づくり」から、次ページの「(7) 教員の働き方改革を進める学校」までの、7項目について記載しています。

議案書12ページの下の方、「新しい学校づくりにおける整備(案)」では、4項目それぞれの具体的な整備内容について示しています。

ここでは、「1. 一人ひとりの子どもを大切にし、志を育む学校づくり」における整備内容を示しています。

表の最下段の「※」で記載しているとおり、プールについては、先ほどの臨時代理報告案件「『市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について—基本的な考え方—』の策定について」を踏まえまして、設置しないこととします。

議案書13ページをご覧ください。

「2. 枚方版『ニュー・スマート・スクール』の推進」でございますが、「(1) ICTの活用で、個別最適な学び、協働的な学びを多様に進められる学校」から、「(2) ICTを活用した安全管理」の2項目を記載しています。

次ページをご覧ください。

「3. 子どもの夢を育てる豊かな学校づくり」については、「(1) 子ども同士の交流を生み、だれにも居場所のある学校」から、「(4) 脱炭素をめざした学校づくり」までの4項目を記載しています。

次のページをご覧ください。

「4. 地域とともにある学校づくり」については、「(1) 地域の活動拠点となる学校」から、「(3) 防災拠点となる学校」の3項目を記載しています。

今後、この「新しい学校づくり」等を踏まえ、禁野小学校の設計・工事へと進み、令和8年度内に、現高陵小学校敷地に新校舎が完成し、移転の運びとなります。

簡単ではございますが、臨時代理第16号の説明とさせていただきます。

以上、報告第9号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第9号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することと決しました。

続きまして、日程2、議案第20号、「令和4年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和4年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について」を議題とします。

説明を求めます。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第 20 号「令和 4 年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和 4 年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について」ご説明いたします。

議案書 16 ページをご覧ください。

本件につきましては、教職員等の人事基本方針を定めることについて、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

はじめに、本件の概要についてご説明いたします。

本市の教職員人事につきましては、大阪府教育委員会が定めた「大阪府公立学校教職員人事基本方針」、「市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」を踏まえ、年度末・年度当初人事に向けた本市教育委員会の基本的方向として、毎年度、人事基本方針等を定めております。

令和 4 年度当初の教職員人事につきましても、本市学校園教育の充実と発展をめざし、幼稚園、小学校及び中学校の教職員人事を行うにあたり、令和 4 年度基本方針及び取扱上の留意事項を決定するものです。

それでは、「1. 内容」につきまして、各「新旧対照表」に基づいて、順次ご説明させていただきます。

議案書の 18 ページをご覧ください。

「令和 4 年度枚方市立幼稚園人事基本方針」では、5 行目下線部分において「年度」の修正を行っております。

次に、議案書の 20 ページをご覧ください。

「令和 4 年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針」では、7 行目下線部分において「年度」の修正を行っております。

最後に、議案書の 23 ページをご覧ください。

「令和 4 年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項」では、1 行目下線部分において「年度」の修正を行っております。

以上、簡単ではございますが、議案第 20 号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○谷元委員 「枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項」について質問したいと思います。

議案書 21 ページの「(2) 再任用校長」について伺います。

今年度の再任用校長は、小学校校長が 22 名、中学校校長は 5 名であると把握しています。

来年度の再任用校長の予定人数について、新規採用、小学校、中学校それぞれ何人予定されているのか、現在の状況を教えてください。

○鴨田学校教育室課長 来年度の新規の再任用校長は、小学校は 0 名、中学校は 2 名を募集し、また、継続更新の再任用校長は、小学校 14 名、中学校 5 名を募集し、現在、大阪府教育委員会による選考が行われているところです。

○谷元委員 続いて、「(3) 任期付校長」について伺います。

今年度大阪府が公募した任期付校長がいるようですが、大阪府で何人が受験されたのか教えてください。

また枚方市での採用は、何名予定されているのか教えてください。

○鴨田学校教育室課長 今年度、大阪府において実施されました任期付校長、いわゆる民間人校長の選考についてですが、公立小中学校の公募は 24 名の応募があり、3 次の最終選考の合格者数は、小学校が 1 名、中学校が 1 名と発表されています。

なお、枚方市には、中学校に 1 名が配置される予定であり、また、合格予定者が年内に発表されることとなっておりましたが、昨日、大阪府より正式に合格予定者が公表されたものでございます。

○谷元委員 はじめに、再任用校長の人事についてですが、今年度の再任用校長は小学校 45 校のうち、22 名と約半数となっております。

今のお話をお聞きしますと、来年度、小学校では、14 名の継続更新の再任用校長、中学校では、新規の再任用校長が 2 名、継続更新の再任用校長 5 名をそれぞれ募集し、大阪府教育委員会による選考が行われているということです。

枚方市では、管理職が不足する中、定年を終えた経験豊富な校長が、再任用校長として、学校現場でリーダーシップを発揮し、学校経営に力を注いでいただいていることは、本市にとりまして大変ありがたく、その功績に対し、あらためて感謝を申し上げたいと存じます。

来年度、新たに採用される校長にも、優れたリーダーシップを発揮していただけるものと期待しておりますので、校長の人事配置をよろしくお願いいたします。

次に、任期付校長の人事についてですが、今年度、枚方市は小学校に任期付校長、いわゆる民間人校長を 1 名採用しました。

11 月の校長面談では、学力向上の取り組みについて、その校長先生から、今年の学校の取り組みをお聞きしました。

学校経営方針を作成しながら、学力向上に向け、課題に正対した取り組みをされていて、大変感心いたしました。

枚方市の教育に、新鮮な新しい風を吹き込んでいただいたと感じております。

来年度、枚方市には中学校に 1 名の任期付校長が配置される予定であるということですので、配置が決定したあとは、次年度を迎えるまでに、計画的に研修をしていただき、校長としてのリーダーシップを発揮していただけるよう、教育委員会の支援をお願いいたします。

○奈良教育長 ほかに質疑はありませんか。

これをもって、質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第21号、「令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題とします。

説明を求めます。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第21号「令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について」ご説明いたします。

議案書24ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

はじめに、「1. 内容」ですが、「令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づき、本調査に参加するものです。

次に、「2. 目的」ですが、「令和4年度全国学力・学習状況調査に、枚方市立小・中学校が参加して、全国的な状況との関係において、本市児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市児童・生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、以て本市児童・生徒の学力向上につなげる。」ことにあります。

参考資料の別紙1をご覧ください。

本件につきましては、令和3年12月21日付けで、文部科学事務次官から大阪府教育委員会市町村教育室小中学校課長を通じて、「令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について」の通知がございました。

令和4年度調査につきましては、通知文の中ほどにありますように、「教科に関する調査について、国語、算数・数学に加えて理科を実施すること」、「児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施すること」、これらの点が、令和3年度の調査に関する実施要領からの変更となっております。

それでは、令和4年度全国学力・学習状況調査の概要につきまして、ご説明いたします。

別紙2「令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」をご覧ください。

1ページの「1. 調査の目的」、「2. 調査の名称」については記載のとおりでございます。

「3. 調査の対象」は、(1)の「ア」、「イ」のとおり、小学校等の第6学年、中学校等の第3学年に在籍する全児童・生徒となります。

「4. 調査事項」ですが、「児童生徒に対する調査」としまして、(1)の「ア」の「(ア)」に記載がありますように、小学校調査は国語と算数、理科、中学校調査は国語と数学、理科の「教科に関する調査」と、2ページでございますが、「イ」に記載の、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する「質問紙調査」が実施されます。

冒頭に申し上げましたように、令和4年度は、小・中学校ともに調査教科に理科が加わります。

2ページの中ほど、「5. 調査実施日等」ですが、「児童生徒に対する調査」は、令和4年4月19日の火曜日に実施される予定です。

調査時間ですが、「ア. 小学校調査」については、国語、算数及び理科、それぞれ45分となっております。

また、「イ. 中学校調査」については、国語、数学及び理科、それぞれ50分となっております。

ます。

なお、本市における調査結果の公表につきましては、本実施要領に基づき、令和4年度も各学校の授業改善、家庭学習の定着等、学力向上に活かしていくことを目的として、昨年度と同様、保護者や市民によりわかりやすく伝えるという観点で公表することを考えております。

簡単ではございますが、議案第21号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中西委員 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果、枚方市は、小学校算数が全国とほぼ同じでしたが、小学校の国語、中学校の国語と数学は、全国を下回りました。

この結果を受け、枚方市は、今年度学力向上に向けどのように取り組まれたのか、また来年度に向けて、どのような取り組みを行なっているのか教えてください。

○嶋田学校教育室課長 教育委員会としましては、校長、教頭、学力向上担当者に、教育委員会で分析した結果の詳細について説明する時間を設け、成果と課題を学校と共有するとともに、「学校（園）支援訪問チーム」による2学期の学校訪問において、教育委員会で分析した各校の個別の課題に応じた指導・助言を行っております。

来年の1月には、学力向上推進担当者研修を実施し、各校の学力向上プランや具体的な取組を交流することで、自校の今年度の学力向上の取り組みを総括し、次年度の取り組みの充実につなげていきたいと考えています。

来年度に向け、学力向上に向けたPDCAサイクルをより意識させ、また好事例を共有するため、各校の「学力向上プラン」を活用した学力向上推進担当者研修の定期的な実施に向け、現在、計画を進めているところです。

教育委員会が、あらためて全国学力・学習状況調査は「何のために実施するのか」という原点にあらためて立ち返り、検証改善サイクルを見直していくとともに、校長のリーダーシップのもと、各校の学力向上に向けた取り組みがより計画的、組織的なものとなるよう、引き続き指導・助言してまいります。

○橋野委員 今年度、全国学力・学習状況調査実施後、全小中学校で自校採点を実施し、分析をおこなったと聞いています。

分析をしっかりと行い、学力向上に向けた取り組みを行なった学校もあった中で、目的意識の希薄化が見受けられた学校もあったと聞きました。

自校採点を実施する目的について改めて伺います。

また、実施後の各学校の取り組みに対する教育委員会の対応についても教えてください。

○嶋田学校教育室課長 自校採点を実施する目的は、大きく2つあります。

1つ目は、8月の結果返却を待つことなく、調査実施後すぐに課題に正対した取り組みを進めていくことができることです。

2つ目は、教員が自分たちで採点することで、設問ごとの正答率や児童・生徒の個々の学力課題を明らかにすることができることです。

教育委員会としましては、各校の自校採点の実施状況や採点結果を日々の授業にどう生かすのか等について報告を求め、担当者間で共有しています。

報告内容からは、委員ご指摘のとおり、「何のために自校採点をするのか」という目的意識が希薄化している学校が少なからずあると認識しており、学校（園）支援訪問チームによる学校訪問の際には、校長からあらためて取り組み内容の詳細を聞き取り、現状を把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行っています。

また、先日の定例校長会・教頭会において、あらためて自校採点の意義と効果について指示・伝達したところです。

○橋野委員 それでは、学校全体でこのことについて理解していただき、分析し、日々の授業で生かせるよう、子どもたちの学びに生かせるように、これからも指導・助言のほどお願いいたします。

○谷元委員 今年度の児童質問紙で、「解答時間は十分でしたか？」という質問に、国語の解答時間が「やや足りなかった」、「全く足りなかった」と答えた児童が、枚方市では 38.1%と全国の 29.2%より 8.9 ポイントも高い結果になっています。

このことを教育委員会は、どのように分析されたのか伺います。

また来年度は、この課題に対して具体的な解決策を考えておられるのか教えてください。

○嶋田学校教育室課長 小学校国語については、全 14 問の設問の中で、記述式の問題が中盤の 6、7、9 問目にあり、記述式の問題に多くの時間を割いてしまった結果、すべての設問を解くことができなかつた児童が多くいたと考えられます。

この課題に対しては、1 月の学力向上推進担当者研修等での情報交換の場において、児童・生徒に限られた時間の中で持てる力を最大限発揮できるようにするために「何ができるのか」を各学校に考えさせるとともに、好事例について、教育委員会からも積極的に発信していくよう努めてまいります。

○谷元委員 解答時間が足りなかつたということは、時間があればできた可能性があり、子どもたちが実力を発揮できなかったということになります。

小学校では、単元ごとにテストが行われており、学習した内容についての理解度を見ることが多く、初めて見る長文についての読解力を見るようなテストは少ないというのが現状です。

私たち教育委員は、11 月の校長面談で、国語の解答時間が足りていたかどうか、校長先生に質問しましたが、足りていなかったという課題について、分析できていた学校は少なかったように思いました。

子どもたちが限られた時間で持っている力が発揮できるよう、教育委員会から好事例の発信とともに、長文の問題を含めた学期末テストや学年末テストの実施を促すなど、テストの工夫・改善を指導していただくよう、よろしく願いいたします。

○近藤委員 今年度の全国学力・学習状況調査結果を受けた本市の課題の 1 つとして、「正答率 40%以下の児童・生徒の割合が増えている」ということが挙げられます。

これらの児童・生徒について、教育委員会としてどのような対策を考え、各学校には、どのような支援を行っていただいているのか教えてください。

○嶋田学校教育室課長 今年度、「正答率 40%以下の児童・生徒の割合」が増加していることは、教育委員会としましても大きな課題であると認識しており、一人ひとりの児童・生徒の学習状況を適切に把握し、個別の課題に正対したきめ細かな学習のより一層の充実が必要であると考えております。

各学校におきましては、授業だけでなく家庭学習においてもタブレット端末を効果的に活用しながら、子ども一人ひとりの特性や学習到達度を踏まえた「指導の個別化」一人ひとりに応じた学習活動や学習課題を提供する「学習の個性化」による、「個別最適な学び」の実現をめざした授業改善、家庭学習の改善への取り組みを進めるよう指示しているところです。

その他の各校の取り組みの好事例については、今後の学力向上推進担当者研修等の場で教育委員会としても積極的に発信し、広げていきたいと考えています。

- 谷元委員 全国学力・学習状況調査の実施要領には、「3. 調査の対象」の中で、「(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする」、とあり、「ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒」、「イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒」となっています。

本市では、各学校はこの実施要領に基づき、どのように対応されていたのか、また、各校から教育委員会に相談があった場合には、教育委員会としてどのように対応されるのか、お伺いします。

- 嶋田学校教育室課長 各学校におきましては、実施要領にある「ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒」に基づき、個々の児童・生徒の小学校第5学年、中学校第2学年までの学習状況をもとに調査の対象としかどうかを判断し、保護者にも丁寧な説明を行っています。

教育委員会としましては、定例校長会において、「調査の対象については、実施要領に基づき、適切に実施すること」を指示・伝達しているところです。

なお、個々の児童・生徒が実施要領記載の内容に該当するかどうかについて、学校から相談があった場合には、児童生徒支援担当と教育指導担当とが連携し、今後も個々の児童・生徒の学習状況を丁寧に聞き取り、各校において実施要領に沿った適切な対応となるよう、指導・助言してまいります。

- 谷元委員 支援学級在籍の児童・生徒には、個々の学習状況をもとに調査の対象としか判断し、保護者にも丁寧な説明を行ったうえで実施されているとのことです。

本市児童・生徒の学力や学習状況を正確に把握し、分析するためには、通常学級在籍の児童・生徒と支援学級在籍の児童・生徒の学習状況を、それぞれしっかり把握する必要があります。

そして、個別最適な学びを実現するために、個別の指導計画をたて、支援学級在籍の児童・生徒には、障がいの状況に応じた適切な教育課程を編成し、個別の支援計画が確実に行われていたかを分析することが重要であると考えます。

また、調査の対象としない支援学級在籍の児童・生徒には、個別最適な学びを実現するため、各学校が適切な教育課程を編成・実施しているか個別の学習状況を教育委員会が把握し、改善に向けた取り組みを行うための方策について、各学校に指導・助言することが大切です。

各学校が、来年度も全国学力・学習状況調査の目的を理解し、実施要領に沿った、適切な対応がとれるよう、教育委員会の指導・支援をよろしく願います。

- 奈良教育長 ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和 3 年第 12 回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

○奈良教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

まず、教育委員会の活動状況について、事務局から報告をお願いします。

○山下教育政策課長 それでは、教育委員会の活動状況についてご説明させていただきます。

教育委員会の活動状況、令和3年11月分をご覧ください。

表にございますとおり、ご活動の日時、会議、行事等、場所、出席者を記載しており、上段の11月1日の令和3年度近畿市町村教育委員会研修大会をはじめ、11月中の活動内容を記載しております。

詳細につきましては、資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

○奈良教育長 本日の公開とする協議会は以上となります。

以降の協議会は非公開となりますので、傍聴の方は退席してください。

《 非 公 開 案 件 》

○奈良教育長 本日の協議会の案件は以上となりますので、協議会を終了します。

署名欄

奈 良 涉

中 西 悠 子
